

公立大学法人秋田公立美術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準
に関する細則

平成25年4月1日

規程第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学程第65号。以下「給与規程」という。）第4条、第5条および第34条の規定に基づき、職員の初任給、昇格および昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の行う試験をいう。
- (9) 大学卒業程度 大学卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験

をいう。

(10) 短大卒業程度 短大卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。

(11) 高校卒業程度 高校卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。

(級別標準職務)

第3条 給与規程4条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとし、級別標準職務表に掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(職務の級の決定)

第4条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、この規程で定める基準に従い決定する。

(級別資格基準表)

第5条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分又は試験の欄の区分および学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級の欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用する。ただし、級別資格基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難および責任の

度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ理事長の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、級別資格基準表において別に定める場合を除き、人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、学歴免許等の資格の欄中「人事院」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする

4 前項の規定にかかわらず、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

5 前2項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種の欄の区分又は試験の欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する級別資格基準表の学歴免許等の欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算および換算）

第7条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第8条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分に対し

て別表第4に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第16条の規定の適用を受けた職員および第17条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 法人内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長が定める期間

(2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員 法人内の他の職員との均衡およびその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ理事長が定める期間

（新たに職員となった者の職務の級）

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務局職員給料表の職務の級5級、6級、7級および8級

イ 教育職給料表の職務の級3級および4級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第16条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第17条第1号もしくは第2号に規定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ理事長が認めたときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

（新たに職員となった者の号俸）

第11条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第5に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が初任給基準表に定められていないときは初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種の欄もしくは試験の欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第12条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分又は試験の欄の区分および学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験の欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるものとし、初任給基準表の学歴免許等の欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第13条 新たに職員となった者（助手を除く。）のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給の欄に定める号俸の号数

にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

- 2 初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等の欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号俸）

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者および助手を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第11条第1項の規定による号俸（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第1号に規定する理事長の定める者にあつては理事長の定める経験年数および第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち法人内の他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

- (1) 第6条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際

して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数(第10条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない者のうち理事長の定める者にあつては、理事長の定めるところにより得られる経験年数)

(2) 第6条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号および第2号に該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。)であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条および第8条の規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第15条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験の欄の区分により初任給の欄の号俸が下位である試験の欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しな

い職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号俸)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俸について、前2条の規定による場合には著しく法人内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の認めるところによりその者の号俸を決定することができる。

(1) 国家公務員

(2) 地方公務員

(3) 職制もしくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者

(4) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員

(5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員

(6) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員

(7) 理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の号俸)

第17条 次に掲げる場合において、号俸の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、法人内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長が定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授等の職に職員を採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

(特定の職員についての号俸)

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について法人内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の認めるところにより、第14条から前条までの規定に準じてその者の号俸を決定することができる。

2 初任給基準表の学歴免許等の欄に学歴免許等の区分の定めがない職種の欄の区分（これに対応する試験の欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員については、第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第16条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ理事長の認めるところにより、その号俸を決定することができる。

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ理事長が定める基準に定める資格を有していること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ級別資格基準表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ理事長が認めたときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第6条第2項第1号および第2号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、もしくは級別資格基準表に異なる資格基準の定めのある職種の欄の区分もしくは試験の欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第21条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の認めるところにより昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸の欄に定める号俸とする。

2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前3項の規定にかかわらず、別に定める号俸とする。

(降格の場合の号俸)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近

下位の額の号俸) とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の認めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ理事長の認めるところにより、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ級別資格基準表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号俸)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 次号および第3号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき
(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取
得したとき) から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したもの
とみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、法人内の他の職員と
の均衡およびその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定
を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

(2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた
者(次号に掲げる者を除く。) あらかじめ理事長が定める基準に従
い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の

日に受けることとなる号俸

(3) 理事長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号俸を理事長の定めるところにより調整した場合に得られる号俸

2 前項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

3 第22条および第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については、適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長が定める資格基準に従い、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第24条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号俸)

第27条 第25条第1項の規定（同項第3号の規定を除く。）および同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第25条第1項第1号中「次号および第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは、「適用を受けた者および理事長の定める異動に該当する異動をした者」と読み替えるものとする。

(勤務成績の証明)

第28条 給与規程第5条第3項の規定による昇給（第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

(昇給の号俸数)

第29条 職員を給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数の基準については、当分の間、理事長が別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

第30条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 理事長が指定する研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により職員の削減等が必要となったことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の定めるところにより、別に定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第32条 第28条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第33条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を理事長の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

(復職時等における号俸の調整)

第34条 休職にされ、もしくは労働組合の業務に専ら従事する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第7に定める休職期間等換算表に定める基準により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、もしくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）および復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（給料の訂正）

第35条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ理事長が認めたときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規則により難しい場合の措置）

第36条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第37条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（理事長が定める基準等についての暫定措置）

2 第17条、第19条第1項第1号又は第25条第1項第2号（第27条において準用する場合を含む。）に規定する理事長が定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に理事長の定めるところにより行うものとする。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の規定により職員に対してなされた承認、決定その他の行為（以下「承認等」という。）で、その効力が施行日以後の期間に及ぶものについては、施行日以後の当該期間において引き続きその効力を継続させるものとする。この場合において、当該承認等は、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月27日規程第10号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日規程第3号）

- 1 この規程は、規程で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月26日規程第24号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月26日規程第24号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

(1) 事務職員給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|--------------------------------|
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |
| 3級 | 1 主査の職務 2 主任の職務 |
| 4級 | 1 主席主査の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務 |
| 5級 | 課長補佐又はこれに相当する職務 |
| 6級 | 課長又はこれに相当する職務 |
| 7級 | 事務局長の職務 |
| 8級 | 事務局長（理事長が特に必要と認めるものに限る。）の職務 |

(2) 教育職員給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|----------------------------------|
| 1級 | 大学の助教又は助手の職務 |
| 2級 | 大学の講師又は助教（理事長が特に必要と認めるものに限る。）の職務 |
| 3級 | 大学の准教授の職務 |
| 4級 | 大学の教授の職務 |

別表第2 級別資格基準表（第5条関係）

(1) 事務職員給料表級別資格基準表

| 試験 | | 学歴免許等 | 職務の級 | | | |
|-------|--------|-------|------|-----|----|----|
| | | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 正規の試験 | 大学卒業程度 | 大学卒 | | 3 | 4 | 4 |
| | | | 0 | 3 | 7 | 11 |
| | 短大卒業程度 | 短大卒 | | 6.5 | 4 | 4 |

| | | | | | | |
|--|--------|-----|---|---|----|----|
| | | | 0 | 7 | 11 | 15 |
| | 高校卒業程度 | 高校卒 | | 9 | 4 | 4 |
| | | | 0 | 9 | 13 | 17 |

(2) 教育職員給料表級別資格基準表

| 職種 | 学歴免許等 | 職務の級 | | | |
|----------|-------|------|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 教授 | 大学卒 | | | 3 | 7 |
| | | 0 | 0 | 9 | 16 |
| | 短大卒 | | | 3 | 7 |
| | | 0 | 0 | 12 | 19 |
| 准教授 | 大学卒 | | 6 | 3 | |
| | | 0 | 6 | 9 | |
| | 短大卒 | | 6 | 3 | |
| | | 0 | 9 | 12 | |
| 講師 助教 | 大学卒 | | 6 | | |
| | | 0 | 6 | | |
| | 短大卒 | | 6 | | |
| | | 0 | 9 | | |
| 助手 | 大学卒 | | | | |
| | | 0 | | | |
| | 短大卒 | | | | |
| | | 0 | | | |

別表第3 経験年数換算表（第7条関係）

| 経歴 | | 換算率 |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 国立大学法人、他の公立 大学法人、地方公務員、 国家公務員又は旧公共企 業体、政府関係機関もし | 職員の職務とその種類が類似 する職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| | その他の期間 | 80/100以下（法人内 の他の職員との均衡 |

| | | |
|---|---|--|
| くは外国政府の職員としての在職期間 | | を著しく失する場合は、100/100以下) |
| 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| | その他の期間 | 80/100以下 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。） | | 100/100以下 |
| その他の期間 | 教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの | 100/100以下 |
| | 技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの | 50/100以下（法人内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100以下） |
| | その他の期間 | 25/100以下（法人内の他の職員との均衡を著しく失する場合および教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100以下） |

備考 その他の期間の項その他の期間の項のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものについては、その換算率を理事長が別に定める。

別表第4 修学年数調整表（第8条関係）

| 学歴区分 | 修学年数 | 基準学歴区分 | | | |
|-----------|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| | | 大学卒 (16年) | 短大卒 (14年) | 高校卒 (12年) | 中学卒 (9年) |
| 博士課程修了 | 21年 | +5年 | +7年 | +9年 | +12年 |
| 修士課程修了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
| 専門職学位課程修了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
| 大学6卒 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
| 大学専攻科卒 | 17年 | +1年 | +3年 | +5年 | +8年 |
| 大学4卒 | 16年 | | +2年 | +4年 | +7年 |
| 短大3卒 | 15年 | -1年 | +1年 | +3年 | +6年 |
| 短大2卒 | 14年 | -2年 | | +2年 | +5年 |
| 短大1卒 | 13年 | -3年 | -1年 | +1年 | +4年 |
| 高校専攻科卒 | 13年 | -3年 | -1年 | +1年 | +4年 |
| 高校3卒 | 12年 | -4年 | -2年 | | +3年 |
| 高校2卒 | 11年 | -5年 | -3年 | -1年 | +2年 |
| 中学卒 | 9年 | -7年 | -5年 | -3年 | |

備考

- 1 学歴区分欄および基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許

等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数および調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数および調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数および調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数および調整年数をもって、この表の修学年数および調整年数とする。

別表第5 初任給基準表(第11条関係)

(1) 事務職員給料表初任給基準表

| 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 |
|-------|--------|-------|--------|
| 正規の試験 | 大学卒業程度 | | 1級25号俸 |
| | 短大卒業程度 | | 1級11号俸 |
| | 高校卒業程度 | | 1級1号俸 |

(2) 教育職員給料表初任給基準表

| 職種 | 学歴免許等 | 初任給 |
|----|----------------------|--------|
| 助教 | 博士課程修了（大学6卒後のものに限る。） | 1級37号俸 |
| | 博士課程修了（大学6卒後のものを除く。） | 1級31号俸 |
| | 修士課程修了 | 1級13号俸 |
| | 大学6卒 | |
| | 大学卒 | 1級1号俸 |

別表第6 昇格時号俸対応表（第22条関係）

(1) 事務職員給料表昇格時号俸対応表

| 昇格した日の前日 に受けていた号俸 | 昇格後の号俸 | | | | | | |
|----------------------|--------|----|----|----|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 14 | 1 | 1 | 1 | 6 | 6 | 2 | 2 |
| 15 | 1 | 1 | 1 | 7 | 7 | 3 | 3 |
| 16 | 1 | 1 | 1 | 8 | 8 | 4 | 4 |
| 17 | 1 | 1 | 1 | 9 | 9 | 5 | 5 |
| 18 | 1 | 2 | 2 | 10 | 10 | 6 | 6 |
| 19 | 1 | 3 | 3 | 11 | 11 | 7 | 7 |
| 20 | 1 | 4 | 4 | 12 | 12 | 8 | 8 |
| 21 | 1 | 5 | 5 | 13 | 13 | 9 | 9 |
| 22 | 1 | 6 | 6 | 14 | 14 | 10 | 10 |
| 23 | 1 | 7 | 7 | 15 | 15 | 11 | 11 |
| 24 | 1 | 8 | 8 | 16 | 16 | 12 | 12 |

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 25 | 1 | 9 | 9 | 17 | 17 | 13 | 13 |
| 26 | 1 | 10 | 10 | 18 | 18 | 14 | 14 |
| 27 | 1 | 11 | 11 | 19 | 19 | 15 | 15 |
| 28 | 1 | 12 | 12 | 20 | 20 | 16 | 16 |
| 29 | 1 | 13 | 13 | 21 | 21 | 17 | 17 |
| 30 | 1 | 14 | 14 | 22 | 22 | 18 | 18 |
| 31 | 1 | 15 | 15 | 23 | 23 | 19 | 19 |
| 32 | 1 | 16 | 16 | 24 | 24 | 20 | 20 |
| 33 | 1 | 17 | 17 | 25 | 25 | 21 | 21 |
| 34 | 2 | 18 | 18 | 26 | 26 | 21 | 22 |
| 35 | 3 | 19 | 19 | 27 | 27 | 22 | 23 |
| 36 | 4 | 20 | 20 | 28 | 28 | 22 | 24 |
| 37 | 5 | 21 | 21 | 29 | 29 | 23 | 25 |
| 38 | 6 | 22 | 22 | 30 | 30 | 23 | 25 |
| 39 | 7 | 23 | 23 | 31 | 31 | 24 | 26 |
| 40 | 8 | 24 | 24 | 32 | 32 | 24 | 26 |
| 41 | 9 | 25 | 25 | 33 | 33 | 25 | 27 |
| 42 | 10 | 26 | 26 | 34 | 34 | 25 | 27 |
| 43 | 11 | 27 | 27 | 35 | 35 | 26 | 28 |
| 44 | 12 | 28 | 28 | 36 | 36 | 26 | 28 |
| 45 | 13 | 29 | 29 | 37 | 37 | 27 | 28 |
| 46 | 14 | 30 | 30 | 38 | 38 | 27 | 28 |
| 47 | 15 | 31 | 31 | 39 | 39 | 28 | 29 |
| 48 | 16 | 32 | 32 | 40 | 40 | 28 | 29 |
| 49 | 17 | 33 | 33 | 41 | 41 | 29 | 29 |
| 50 | 18 | 34 | 34 | 42 | 41 | 29 | 29 |
| 51 | 19 | 35 | 35 | 43 | 42 | 29 | 29 |
| 52 | 20 | 36 | 36 | 44 | 42 | 29 | 29 |
| 53 | 21 | 37 | 37 | 45 | 43 | 30 | 30 |
| 54 | 22 | 38 | 38 | 46 | 43 | 30 | 30 |

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 55 | 23 | 39 | 39 | 47 | 44 | 30 | 30 |
| 56 | 24 | 40 | 40 | 48 | 44 | 30 | 30 |
| 57 | 25 | 41 | 41 | 49 | 45 | 31 | 30 |
| 58 | 25 | 41 | 42 | 50 | 45 | 31 | 31 |
| 59 | 26 | 42 | 43 | 51 | 46 | 31 | 31 |
| 60 | 26 | 42 | 44 | 52 | 46 | 31 | 31 |
| 61 | 27 | 43 | 45 | 53 | 47 | 31 | 31 |
| 62 | 27 | 43 | 45 | 54 | 47 | 31 | |
| 63 | 28 | 44 | 45 | 55 | 48 | 31 | |
| 64 | 28 | 44 | 46 | 56 | 48 | 31 | |
| 65 | 29 | 45 | 46 | 57 | 49 | 31 | |
| 66 | 29 | 45 | 46 | 58 | 49 | 31 | |
| 67 | 30 | 46 | 47 | 59 | 50 | 31 | |
| 68 | 30 | 46 | 47 | 60 | 50 | 32 | |
| 69 | 31 | 47 | 47 | 61 | 50 | 32 | |
| 70 | 31 | 47 | 48 | 62 | 50 | 32 | |
| 71 | 32 | 48 | 48 | 63 | 50 | 32 | |
| 72 | 32 | 48 | 48 | 64 | 50 | 32 | |
| 73 | 33 | 49 | 49 | 65 | 50 | 32 | |
| 74 | 33 | 49 | 49 | 66 | 50 | 32 | |
| 75 | 34 | 49 | 49 | 67 | 50 | 32 | |
| 76 | 34 | 49 | 50 | 68 | 50 | 32 | |
| 77 | 35 | 50 | 50 | 68 | 51 | 32 | |
| 78 | 35 | 50 | 50 | 68 | 51 | 32 | |
| 79 | 36 | 50 | 51 | 68 | 51 | 32 | |
| 80 | 36 | 50 | 51 | 68 | 51 | 32 | |
| 81 | 37 | 51 | 51 | 69 | 51 | 33 | |
| 82 | 37 | 51 | 52 | 69 | 51 | 33 | |
| 83 | 38 | 51 | 52 | 69 | 51 | 34 | |
| 84 | 38 | 51 | 52 | 69 | 51 | 34 | |

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|--|
| 85 | 39 | 52 | 53 | 69 | 51 | 35 | |
| 86 | 39 | 52 | 53 | 70 | 51 | | |
| 87 | 40 | 52 | 53 | 70 | 51 | | |
| 88 | 40 | 52 | 53 | 70 | 51 | | |
| 89 | 41 | 53 | 54 | 71 | 52 | | |
| 90 | 41 | 53 | 54 | 72 | 52 | | |
| 91 | 42 | 53 | 54 | 73 | 52 | | |
| 92 | 42 | 53 | 54 | 74 | 52 | | |
| 93 | 43 | 53 | 55 | 75 | 53 | | |
| 94 | | 54 | 55 | | | | |
| 95 | | 54 | 55 | | | | |
| 96 | | 54 | 55 | | | | |
| 97 | | 54 | 55 | | | | |
| 98 | | 54 | 56 | | | | |
| 99 | | 55 | 56 | | | | |
| 100 | | 55 | 56 | | | | |
| 101 | | 55 | 56 | | | | |
| 102 | | 55 | 56 | | | | |
| 103 | | 55 | 57 | | | | |
| 104 | | 56 | 57 | | | | |
| 105 | | 56 | 57 | | | | |
| 106 | | 56 | 57 | | | | |
| 107 | | 56 | 57 | | | | |
| 108 | | 56 | 58 | | | | |
| 109 | | 56 | 58 | | | | |
| 110 | | 57 | 58 | | | | |
| 111 | | 57 | 58 | | | | |
| 112 | | 57 | 58 | | | | |
| 113 | | 57 | 59 | | | | |
| 114 | | 57 | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|--|----|--|--|--|--|--|
| 115 | | 57 | | | | | |
| 116 | | 58 | | | | | |
| 117 | | 58 | | | | | |
| 118 | | 58 | | | | | |
| 119 | | 58 | | | | | |
| 120 | | 58 | | | | | |
| 121 | | 58 | | | | | |
| 122 | | 59 | | | | | |
| 123 | | 59 | | | | | |
| 124 | | 59 | | | | | |
| 125 | | 59 | | | | | |

(2) 教育職員給料表昇格時号俸対応表

| 昇格した日の前日 に受けていた号俸 | 昇格後の号俸 | | | |
|----------------------|--------|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 1 | 2 | 1 | 1 |

| | | | | |
|----|----|----|----|---|
| 15 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 16 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 17 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| 18 | 1 | 6 | 1 | 1 |
| 19 | 1 | 7 | 1 | 1 |
| 20 | 1 | 8 | 1 | 1 |
| 21 | 1 | 9 | 1 | 1 |
| 22 | 2 | 10 | 1 | 1 |
| 23 | 3 | 11 | 1 | 1 |
| 24 | 4 | 12 | 1 | 1 |
| 25 | 5 | 13 | 1 | 1 |
| 26 | 6 | 14 | 1 | 1 |
| 27 | 7 | 15 | 1 | 1 |
| 28 | 8 | 16 | 1 | 1 |
| 29 | 9 | 17 | 1 | 1 |
| 30 | 10 | 18 | 2 | 1 |
| 31 | 11 | 19 | 3 | 1 |
| 32 | 12 | 20 | 4 | 1 |
| 33 | 13 | 21 | 5 | 1 |
| 34 | 14 | 22 | 6 | 1 |
| 35 | 15 | 23 | 7 | 1 |
| 36 | 16 | 24 | 8 | 1 |
| 37 | 17 | 25 | 9 | 1 |
| 38 | 18 | 26 | 10 | 1 |
| 39 | 19 | 27 | 11 | 1 |
| 40 | 20 | 28 | 12 | 1 |
| 41 | 21 | 29 | 13 | 1 |
| 42 | 22 | 30 | 14 | 1 |
| 43 | 23 | 31 | 15 | 1 |
| 44 | 24 | 32 | 16 | 1 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 45 | 25 | 33 | 17 | 1 |
| 46 | 26 | 34 | 18 | 1 |
| 47 | 27 | 35 | 19 | 1 |
| 48 | 28 | 36 | 20 | 1 |
| 49 | 29 | 37 | 21 | 1 |
| 50 | 30 | 38 | 21 | 1 |
| 51 | 31 | 39 | 21 | 1 |
| 52 | 32 | 40 | 22 | 1 |
| 53 | 33 | 41 | 22 | 1 |
| 54 | 33 | 41 | 22 | 1 |
| 55 | 33 | 42 | 23 | 1 |
| 56 | 34 | 42 | 23 | 1 |
| 57 | 34 | 43 | 23 | 1 |
| 58 | 34 | 43 | 24 | 2 |
| 59 | 35 | 44 | 24 | 3 |
| 60 | 35 | 44 | 24 | 4 |
| 61 | 35 | 45 | 25 | 5 |
| 62 | 36 | 46 | 25 | 6 |
| 63 | 36 | 47 | 26 | 7 |
| 64 | 36 | 48 | 26 | 8 |
| 65 | 37 | 49 | 27 | 9 |
| 66 | 37 | 50 | 27 | 9 |
| 67 | 38 | 51 | 28 | 10 |
| 68 | 38 | 52 | 28 | 10 |
| 69 | 39 | 53 | 29 | 11 |
| 70 | 39 | 54 | 29 | 11 |
| 71 | 40 | 55 | 30 | 12 |
| 72 | 40 | 56 | 30 | 12 |
| 73 | 41 | 57 | 30 | 13 |
| 74 | 41 | 57 | 30 | 13 |

| | | | | |
|-----|----|----|----|----|
| 75 | 42 | 58 | 31 | 14 |
| 76 | 42 | 58 | 31 | 14 |
| 77 | 43 | 59 | 31 | 15 |
| 78 | 43 | 59 | 32 | |
| 79 | 44 | 60 | 32 | |
| 80 | 44 | 60 | 32 | |
| 81 | 45 | 61 | 33 | |
| 82 | 45 | 61 | 33 | |
| 83 | 45 | 61 | 33 | |
| 84 | 46 | 62 | 34 | |
| 85 | 46 | 62 | 34 | |
| 86 | 46 | 62 | 34 | |
| 87 | 47 | 63 | 35 | |
| 88 | 47 | 63 | 35 | |
| 89 | 47 | 63 | 35 | |
| 90 | 48 | 63 | | |
| 91 | 48 | 63 | | |
| 92 | 48 | 63 | | |
| 93 | 49 | 63 | | |
| 94 | 49 | 63 | | |
| 95 | 49 | 63 | | |
| 96 | 49 | 63 | | |
| 97 | 50 | 63 | | |
| 98 | 50 | 63 | | |
| 99 | 50 | 63 | | |
| 100 | 50 | 63 | | |
| 101 | 51 | 63 | | |
| 102 | 51 | 63 | | |
| 103 | 51 | 63 | | |
| 104 | 51 | 63 | | |

| | | | | |
|-----|----|----|--|--|
| 105 | 52 | 63 | | |
| 106 | 52 | | | |
| 107 | 52 | | | |
| 108 | 52 | | | |
| 109 | 53 | | | |
| 110 | 53 | | | |
| 111 | 53 | | | |
| 112 | 54 | | | |
| 113 | 54 | | | |
| 114 | 54 | | | |
| 115 | 54 | | | |
| 116 | 54 | | | |
| 117 | 54 | | | |
| 118 | 55 | | | |
| 119 | 55 | | | |
| 120 | 55 | | | |
| 121 | 55 | | | |
| 122 | 55 | | | |
| 123 | 55 | | | |
| 124 | 56 | | | |
| 125 | 56 | | | |
| 126 | 56 | | | |
| 127 | 56 | | | |
| 128 | 56 | | | |
| 129 | 56 | | | |

別表第7 休職期間等換算表（第34条関係）

| 休職等の期間 | 換算率 |
|---|----------|
| 給与規程第25条第1項の規定による休職又は公立大学法人秋田公立美術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する | 3 / 3 以下 |

| | |
|--|---|
| 規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第48号。以下「勤務時間規程」という。）第17条第2項第1号の規定による休暇の期間 | |
| 公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第14条第1項第3号および第4号の規定による休職（同項第3号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間 | |
| 就業規則39条に規定する介護休業の期間 | 1 / 2 以下 |
| 給与規程第25条第2項および第3号の規定による休職又は勤務時間規程第17条第2項第2号の規定による休暇の期間 | 1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあつては、1 / 2 以下） |
| 就業規則第14条第1項第3号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間 | 1 / 3 以下 |
| 就業規則第14条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。） | 3 / 3 以下 |